

仕 様 書

- 1 委託業務名 令和8年度佐城地区（消防1）県立学校消防用設備保守点検業務
- 2 委託業務場所 佐賀市南佐賀3丁目11番15号 佐賀県立佐賀東高等学校
佐賀市城内1丁目4番25号 佐賀県立佐賀西高等学校
佐賀市天祐2丁目6番1号 佐賀県立佐賀北高等学校・彩志学舎中学校
佐賀市兵庫北4丁目1番1号 佐賀県立致遠館中・高等学校
佐賀市緑小路1番1号 佐賀県立佐賀工業高等学校
佐賀市神野東4丁目12番40号 佐賀県立佐賀商業高等学校
佐賀市天祐1丁目5番29号 佐賀県立盲学校
- 3 契約方法 条件付き一般競争入札による契約
- 4 入札金額 入札金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額であり、業務委託校全校分の総額とする。なお、各校の内訳額を記載すること。
- 5 点検種別及び対象
 - ・ 機器点検 ・ ・ 年1回
 - ・ 総合点検（機器を含む） ・ ・ 年1回
 - ・ 防火設備検査 ・ ・ 年1回
 - ・ 緊急保守
- 6 対象設備 別紙のとおり
- 7 業務内容
 - ・ 消防法、同法施行令、同法施行規則、消防庁告示及び消防庁通知で定められた基準に基づく点検業務の実施
 - ・ 建築基準法第12条第4項に基づく防火設備検査員による随時閉鎖式の防火設備の点検業務の実施
 - ・ 点検後、法令で定められた点検結果報告書の提出。必要に応じ消防署への提出
 - ・ 学校が要請した場合の、消防訓練時における技術者の派遣、指導協力
 - ・ 簡易な調整及び修理等の実施（交換部品が生じた場合を除く）
 - ・ 管理者及び防火管理者への指導及び助言
 - ・ 消防用設備に異常及び故障が発生した場合の迅速な対応
 - ・ 点検不可のものがある場合の学校への報告及び対応策の検討
 - ・ 図面や仕様書の数の相違がある場合の学校への報告及び対応策の検討
- 8 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- 9 支払方法 2回に分けて支払うものとし、第1回目の点検業務及び4月～9月保守分を前期分、第2回目の点検業務及び10月～3月保守分を後期分として、各期間満了後、各学校分をそれぞれの学校へ請求する。各学校は適法な請求書を受理してから30日以内に支払う。
- 10 その他
 - ・ 委託予定7校の総額が最も安価な者を落札者とする。
 - ・ 契約書には契約額、各校ごとの内訳額及び各回の支払額を明記すること。